

# 共 済 タイムリー

## 2018. 6 月

発行 公立学校共済組合和歌山支部  
和歌山市小松原通1-1 南別館6階  
<http://www.kouritu-wakayama.jp/>

- ・平成30年4月1日から公立学校共済組合  
和歌山支部が組織改正されました・・・1
- ・新規採用組合員(転入者含む。)の皆様に  
メンタルヘルスの冊子を配付・・・1
- ・被扶養者の方へ特定健康診査受診券を自宅に送付・・・2
- ・平成30年度58歳・60歳に達する  
組合員の年金に関する情報整備・・・2
- ・掛金の免除申出について・・・2
- ・「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬  
の特例」とは・・・3
- ・「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬  
の特例」に関するその他Q&A・・・4
- ・被扶養者の認定取消の申告について・・・5
- ・引き続き被扶養者の要件を備える場合・・・6
- ・被扶養者の新規認定の申告について・・・7
- ・限度額適用認定申請・当該認定証について・・・7
- ・直接支払制度利用による出産費・家族出産費等  
の請求について・・・8
- ・Q&A ～傷病手当金について～・・・9
- ・福祉保険制度、アイリスプランの取扱い・・・10
- ・平成30年度 一般事業の申込期限と実施日・・・11
- ・平成30年度 福利厚生事務担当者説明会  
実施日のお知らせ・・・12

### 平成30年4月1日から公立学校共済組合和歌山支部が組織改正されました。

#### 和歌山支部業務担当一覧

経理班 Tel073-441-3710 073-441-3713 073-441-3715	共済掛金(掛金免除)・負担金収納、人間ドック等健診事業、特定健康診査、特定保健指導等、各種セミナー(健康、メンタルヘルス等)、貸付事業、宿泊施設利用補助、福祉保険制度、アイリスプラン、広報誌(共済わかやま・共済タイムリー) <教職員住宅の管理>、<ストレス相談>、<ストレスチェック>、<恩給・扶助料>、<児童手当>、<財形貯蓄>、<個人型確定拠出年金>
医療給付班 Tel073-441-3712	組合員証等の交付・返納、被扶養者の認定・取消、医療費の給付、各種給付金の支給(傷病手当金の給付を除く)、国民年金第3号の届出代行、登録口座管理、任意継続組合員
年金班 Tel073-441-3711	組合員の資格取得、年金業務(退職・障害・遺族年金に関する相談、請求手続等)、年金待機者登録、転入及び転出に関する事務、前歴調査、給料整備に関する事務(傷病手当金の給付)
年金相談 Tel073-423-6620	退職後の共済組合制度 *在職中の組合員のみならず、退職者もご相談いただけます

< >内は、県関係業務 <和歌山県教育庁給与福利課>

### 新規採用組合員(転入者含む。)の皆様にメンタルヘルスの冊子を配付

担当：経理班  
電話：073-441-3713



和歌山支部では、組合員自身のメンタルヘルスを守るための取り組みとして、「教職員のためのメンタルヘルスガイド」の冊子を新規採用組合員(転入者含む)の皆様に6月上旬各所属所あてに発送します。ご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 被扶養者の方へ特定健康診査受診券を自宅に送付

担当：経理班

電話：073-441-3713

特定健康診査の実施にあたり、40歳以上75歳未満の被扶養者の方に「特定健康診査受診券」を7月上旬にご自宅へ送付しますので、所属所からも特定健康診査を受診していただくよう勧めてください。

なお、組合員ご自身は、定期健康診断や当共済組合が実施する人間ドック等の健診をもって特定健康診査を受けたものとみなされます。

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療機関は年度内に40歳から75歳未満の組合員及び被扶養者の方々を対象とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

## 平成30年度58歳・60歳に達する組合員の年金に関する情報整備

担当：年金班

電話：073-441-3711

平成30年5月29日付け公共第166号で通知しますので、勤務記録カード(簿)の整備をお願いします。平成30年7月19日(木)までに和歌山支部年金班までご提出願います。(平成30年6月7日発送予定)

なお、勤務記録カード(簿)の複写方法については、公立学校共済組合和歌山支部ホームページ内の組合員専用ページの通知文集に掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

## 掛金の免除申出について

担当：経理班

電話：073-441-3713

産前産後休暇、育児休業に係る掛金免除申出書を提出してください。

区分	申出書提出時期	提出書類
産前産後休業	出産後 (出産費等請求時)	<ul style="list-style-type: none"><li>産前産後休業掛金免除申出書</li><li>特別休暇願の写し</li><li>出産予定日の確認できる書類</li><li>出産日の確認できる書類</li></ul>
育児休業	育児休業の初日の属する月の末日までに(育児休業の「人事異動通知書」交付後)	<ul style="list-style-type: none"><li>育児休業掛金免除申出書</li><li>育児休業の「人事異動通知書」の写し</li></ul>

※産前産後休暇及び育児休業の期間に変更が生じた時は、変更申出書(復職又は延長の「人事異動通知書」の写しを添付)を提出してください。

産前産後休暇に係る掛金免除申出は、出産後、「出産費」の請求と同時に行ってください。

## 「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」とは

担当：経理班  
電話：073-441-3713

3歳未満の子<sup>(注1)</sup>を養育している期間について、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が低下したとき、年金額<sup>(注2)</sup>の計算に使用する標準報酬に関する特例の適用を受けることができます。特例の適用を受けるためには、共済組合に申出<sup>(注3)</sup>を行う必要があります。

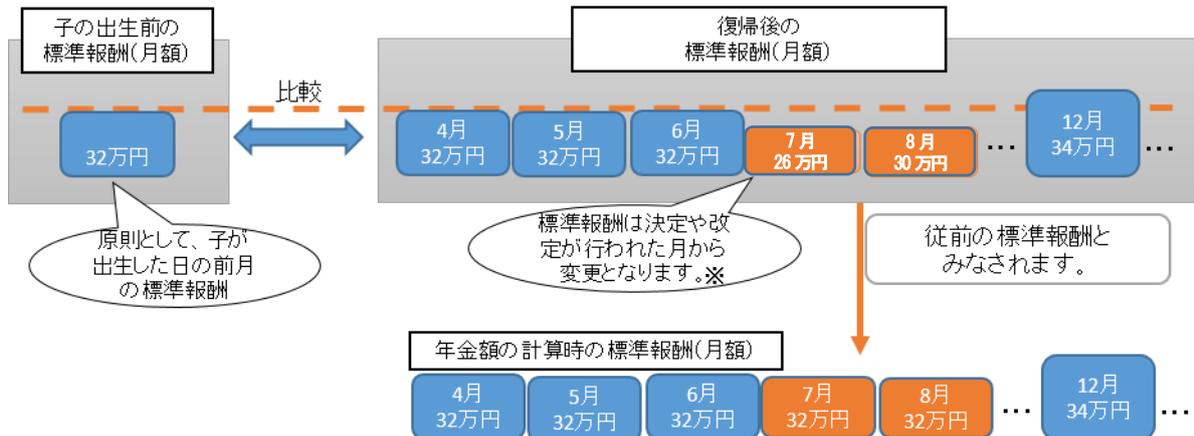
- 注1 実子だけでなく、養子や特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も含まれます。
- 注2 厚生年金と退職等年金給付が対象になります。これらの年金は、組合員であった期間の標準報酬を基に算定されるため、標準報酬が低下すると、将来受け取ることになる年金額に影響が生じる場合があります。
- 注3 申出は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することによって行います。



特例の適用を受けた場合も、掛金は実際の標準報酬により算定され、追加の掛金等は発生しません。

3歳未満の子を養育している組合員である方(または組合員であった方)で申出を行った方が対象となります。申出を行うことにより、特例の「対象期間」のうち、「各月の標準報酬」が「子の出生前の標準報酬」<sup>(注4)</sup>を下回る期間について、「子の出生前の標準報酬」を「当該月の標準報酬」とみなして年金額(厚生年金・退職等年金給付)の計算をすることができます。

注4 「子の出生前の標準報酬」は、原則として、子が出生した日の前月の属する月の標準報酬(月額)をいいます。



※特例の適用月は復職した月ではなく、育児休業終了時改定又は遡時改定等で標準報酬月額が低下した月からになります。

### 対象期間

対象期間は、「養育を開始した日」の属する月から「養育を終了した日」の翌日の属する月の前月までです。<sup>(注5)</sup>

「養育を開始した日」は次のいずれかの日となります。

- 子が出生した日
- 別居していた子と同居することとなった日
- 子の出生後に、新たに組合員資格を取得した日
- 育児休業等(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日<sup>(注6)</sup>
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日<sup>(注7)</sup>
- 特例の対象となった子以外についての特例の対象期間の最後の月の翌日の初日

「養育を終了した日」は次のいずれかの日となります。

- 養育している子が3歳に到達した日
- 組合員が死亡した日または退職した日
- 養育している子が死亡した日又は当該子を養育しなくなった日
- 育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した日
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した日

注5 「養育を開始した日」が属する月より後に申し出た場合、申出日からさかのぼって2年以内の期間が対象期間となります。

注6 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。

注7 育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。

「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」に関するその他 Q&A

<b>Q-1</b>	<b>育児休業等を取得していますが、申出はいつ行えばいいですか？</b>
A-1	掛金免除の特例の対象となる育児休業等や産前産後休業を取得している間は特例の適用を受けられないため、復職後に申出を行うこととなります。
<b>Q-2</b>	<b>育児休業から復帰し育児休業等終了時改定を行いました。復職時調整により標準報酬の等級が従前より上がっています。このような場合でも、特例の申出をすることはできますか。</b>
A-2	申出を行うことが可能です。ただし、対象期間の各月の標準報酬が「子の出生前の標準報酬」を下回る月がないときは、特例の適用はありません。
<b>Q-3</b>	<b>育児休業等を終了した後に育児短時間勤務や部分休業を取得しない予定ですが、申出はできますか？</b>
A-3	職場復帰の勤務形態についての条件はありませんので、申出を行うことができます。
<b>Q-4</b>	<b>申出を行う際に提出する添付書類は何がありますか？</b>
A-4	以下の添付書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書 (申出者の身分関係および子の生年月日を証明できるもの)</li> <li>● 住民票 (申出者と子が同居していることを確認できるもの)</li> </ul>
<b>Q-5</b>	<b>男性も特例の対象になりますか？また、特例の適用を受けるためには子を被扶養者に行っていることが必要ですか？</b>
A-5	3歳未満の子を養育している場合、男性も対象となります。子を被扶養者に行っていることの要件はありません。
<b>Q-6</b>	<b>単身赴任をしており、子とは別居しています。特例の対象になりますか？</b>
A-6	子と別居している場合は、「養育している」ことに該当しないため、特例の対象にはなりません。

## ○ 被扶養者の要件を欠いた方の認定取消申告はお済みですか？

- ・就職して健康保険等の資格を得た場合
- ・収入が認定基準額以上になる場合

### 認定基準額等

年額 130 万円未満。ただし、次の場合は、年額 180 万円未満であること

- ・所得の全部若しくは一部が公的年金（国民年金、厚生年金等）のうち障害を支給事由とするものである場合
- ・60 歳以上で所得の全部若しくは一部が公的年金（国民年金、厚生年金等）である場合

次の場合は、認定要件を欠くこととなります（年額ではなく、月額、日額で認定）

- アルバイト・パートの場合は月額 108,334 円以上（3か月連続して月額 108,334 円以上の収入を得た場合を含む）
- 雇用保険・傷病手当金等の場合は、日額 3,612 円以上
- 夫婦共同扶養者（特に「子」を認定している場合において、配偶者の収入が組合員より多い場合（1割以上）

\* 60 歳以上の公的年金又は、障害年金受給者月額=150,000 円、日額=5,000 円に置き換える

注意：就職先の「健康保険証等」の交付が遅くなる等、当共済組合に直ぐに取消申告ができない場合は、「被扶養者取消申告書」と「被扶養者証等」を所属所において早く受付しておいてください。

要件を欠いた日以降は、被扶養者証を医療機関等に提示して診療を受けないように、組合員に指導をお願いします。

被扶養者証の回収日（「被扶養者取消申告書」の所属所受付日）前の受診に係る医療費等については、組合員に返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

### 被扶養者が認定要件を欠くこととなった場合の手続（直ちに）

- ・提出書類：被扶養者取消申告書、被扶養者証及び取消申告理由・取消日が確認できる書類

### 《取消手続の注意点》



注意

取消申告が3か月以上遅れた場合、資格喪失日以降に被扶養者証を提示して診療を受けている場合があるため、「提出が遅れたこと理由」及び『医療費等の給付金の返還がある場合は、速やかに返還する』旨を記載した「遅延理由書」を提出していただきます。

### 被扶養者取消申告書の提出が遅れた理由書の作成の仕方

- ・公立学校共済組合和歌山支部長あて遅延理由書（A4判）を作成してください。
- ・被扶養者取消申告書の提出が遅れた理由は、〇〇〇です。
- ・平成〇〇年〇月〇日以降共済組合の被扶養者証を使用していません。  
又は、平成〇〇年〇月〇日以降に使用した共済組合の医療費は返還いたします。  
どちらかを記入してください。
- ・必須事項 申立年月日、組合員証番号、住所、組合員氏名（自署）にて押印もお願いします。

## 引き続き被扶養者の要件を備える場合

担当：医療給付

電話：073-441-3712

### ○ 22歳の年度末を迎えた被扶養者又は再任用（フルタイム勤務）された組合員の被扶養者

- ・4月に人事給与から出力されている「扶養手当認定簿」を確認してください。
- ・再任用（フルタイム勤務）の方には、「扶養手当」が支給されませんので、認定区分の変更を行ってください。

認定区分の変更に係る手続（参照：共済タイムリー 号外2018.3月）

平成30年度（平成29年分）の所得証明書が市町村において交付されてから提出してください。

- ・提出書類：被扶養者継続認定申出書（必要書類を添付）
- ・提出期限：平成30年7月20日（金）必着

### ○ 特別認定されている被扶養者

- ・平成30年3月以前に特別認定されている被扶養者
- ・平成30年4月以降に特別認定された被扶養者の内、次の者  
認定申告時の提出書類の「所得証明書」が平成29年度（平成28年分）であった者

平成30年8月頃、「特別認定資格確認調査」を行います。

所属所長あてに通知しますので、事前に提出書類の準備をお願いします。

また、必要書類の提出については、期限内に行ってくださいよう、ご協力をお願いします。

### \*パート・アルバイトをしている場合

- ・「雇用（勤務）形態及び給与支払（見込）額証明書」（平成30年1月～12月の証明のあるもの）
- ・「雇用（勤務）形態及び給与支払（見込）額証明書」を提出できない場合は、実績のある給与明細書の写しを提出してください。

### \*公的年金を受給している場合

- ・「年金額改定通知書」（平成30年6月頃送付されます）  
（参考）日本年金機構からの通知は、葉書で送付されています。  
公立学校共済組合本部からの通知は、封書で送付されています。

### \*個人年金を受給している場合

- ・「年金の支払通知書」等、年金支払金額、支払回数、1回の支払金額、支払年月日の記載のあるもの

### \*事業等所得、農業所得、その他の所得がある場合

- ・平成29年分確定申告書及び収支内訳書の写し  
税務署（税申告の場合は市町村）の受付印を押印したもの（受付日の確認できる書類）

## 被扶養者の新規認定の申告について

担当：医療給付班  
電話：073-441-3712

- 被扶養者の認定要件を備えた方の認定申告は速やかに！！

被扶養者の認定要件を備えた場合の手続（提出期限：次項参照）

- ・提出書類：被扶養者認定申告書、その他必要書類（続柄、認定要件を備えた理由、備えた日、収入額等が確認できる書類）

- 被扶養者認定日

- ・要件を備えた日から30日以内に申告された場合 ⇒ 要件を備えた日
- ・要件を備えた日から30日を超えて申告された場合 ⇒ 所属所が「被扶養者認定申告書」を受け付けた日

収入（所得）とは・・・

給与（通勤手当等を含む）、諸手当、営業又は農業等における事業所得、家賃地代、公的年金（共済年金、厚生年金、国民年金、障害年金、遺族年金を含む）、個人年金（民間の保険会社、企業年金、農業者年金等）、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時的雇用やパート等の収入、奨学（奨励）金等（生活補助的な意味を含む場合）

### 個人番号（マイナンバー）登録申請

組合員又は被扶養者資格を取得する方は、申告時に個人番号（マイナンバー）登録申請書も同時に提出してください。

なお、出生による被扶養者認定申告の場合は、個人番号通知が市町村長から届き次第提出願います。

## 限度額適用認定申請・当該認定証について

担当：医療給付班  
電話：073-441-3712

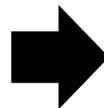
- 認定申請

申請日の属する月の初日が発効年月日有効期間の初日となりますので、必要な時期に申請してください。

例：入院年月日：平成30年8月10日

申請年月日：平成30年8月8日

(所属所長証明年月日)



発効年月日

平成30年8月1日

- 認定証の返納

有効期限が到来していなくても不要となった時は、速やかに返納してください。

○出産費・家族出産費等の給付額

組合員（組合員の被扶養者）が出産したときに、「出産費」（「家族出産費」）として次のいずれかの金額が給付されます。

また、当共済組合独自に附加給付があります。

*「産科医療補償制度」の保険料（掛金）の支払の有無	法定給付額 ・「出産費」 ・「家族出産費」	附加給付額 ・「出産費附加金」 ・「家族出産費附加金」	合計
なし	404,000 円	50,000 円	454,000 円
あり	420,000 円	50,000 円	470,000 円

\* 産科医療補償制度」の保険料（掛金）＝ 16,000 円

○出産費・家族出産費等の請求

「直接支払制度」を利用した場合は、当共済組合は、支払機関からの請求により支払機関に「法定給付額」を支払います。

なお、分娩に要した費用が「法定給付額」に達しなかった場合は、当該差額が組合員に給付されます。

当該差額給付の有無にかかわらず、「出産費附加金」（「家族出産費附加金」）が給付されますので、下記により請求を行ってください。

医療機関への直接支払制度を利用した場合の出産費等の請求の必要書類

- ・ 出産費等内払金支払依頼書
- ・ 医療機関等において作成した「直接支払制度の利用に係る合意文書」の写し
- ・ 費用明細書の写し

（その他書類不要：共済タイムリー平成 28 年 9 月 26 日付け公共和第 1 4 4 号参照）

なお、家族出産費の請求において、出産した被扶養者の認定日から 6 か月以内に出産された場合は、従前加入していた保険に、ご自分の「出産費」の受給権がある場合は、「受給権を放棄した証明書」等の添付が必要です。

「出産費附加金」・「家族出産費附加金」の請求も忘れずに！！



## 福祉保険制度の取扱い (ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度)

退職時の満年齢により保障期間、手続きが異なります。  
下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

担当：経理班  
電話：073-441-3713

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度運営 全般について	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	給付金の 請求等について	0120-660-998	

## アイリスプランの取扱い

担当：経理班  
電話：073-441-3713

### (1) 年金コース

年度末で満60歳未満の退職予定者は、下記のサービスセンターまでご連絡ください。



### (2) 医療・傷害補償コース

退職後も加入を継続できます。医療コースは満90歳まで、傷害補償コースは生涯にわたり継続できます。詳しくは、下記のサービスセンターまでご連絡ください。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・傷害補償コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日を除く) 10:00～17:00

## 平成30年度 一般事業の申込期限と実施日

担当：経理班

電話：073-441-3713

### ○メンタルヘルスセミナー&リラクゼーションセミナー

近年、様々なストレス等による教職員の精神疾患の増加が問題となっている。この現状に対応するため、教職員の健康管理に当たる者や精神疾患により休職している教職員の同僚等が、メンタルヘルスについて正しい知識を持ち適切に対処するための実践力を身につけることを目的とする。

対象者

公立学校共済組合員

開催場所	申込期限	開催日
和歌山会場	7月12日(木)	8月1日(水)
田辺会場	7月18日(水)	8月7日(火)

### ○介護講座・ライフプランセミナー

介護講座は、組合員とその家族の介護負担を軽減するための正しい知識を学び、実際の介護の際に役立てる。ライフプランセミナーは、在職中における生涯生活設計の確立を行うための支援を行う。

対象者

平成30年4月1日現在で40歳以上の組合員及びその配偶者で受講を希望する者  
ただし、配偶者が参加を希望する場合は、組合員と同伴に限り受講可能とする。

開催場所	申込期限	開催日
和歌山会場	7月11日(水)	7月31日(火)
田辺会場	7月13日(金)	8月3日(金)

### ○健康セミナー

組合員とその家族の健康づくりと健康保持増進のため、健康問題をテーマにした講座等による健康意識の向上を図る。

対象者

公立学校共済組合員及びその被扶養者で受講を希望する者  
ただし、被扶養者が参加を希望する場合は、組合員と同伴に限り受講可能とする。

参加費用(自己負担金) 組合員1,000円

開催場所	申込期限	開催日
和歌山会場	7月18日(水)	8月8日(水)
白浜会場	8月17日(金)	9月5日(水)

○平成30年5月28日付け公共第164号により通知しますので、ご確認願います。  
日程等については、下表のとおりです。

日 時	開催地方	開催会場
7月 3日 (火) 14:00~16:30	有田地方	有田川町金屋文化保健センター 小ホール 有田川町大字金屋7 TEL0737-32-5755
7月 5日 (木) 14:00~16:30	和歌山市	ホテルアバローム紀の国 3F 孔雀の間 和歌山市湊通丁北2-1-2 TEL073-436-1200
7月 9日 (月) 14:00~16:30	西牟婁地方	上富田町文化会館 2F 小ホール 西牟婁郡上富田町朝来758-1 TEL0739-47-5930
7月10日 (火) 9:30~12:00	那賀地方	那賀振興局 3F 大会議室 岩出市高塚209 TEL0736-63-0100
7月10日 (火) 14:00~16:30	伊都地方	伊都振興局 3F 大会議室 橋本市市脇4-5-8 TEL0736-34-1700
7月12日 (木) 14:00~16:30	海草地方	海南市民交流センター 第2研修室 海南市下津町下津500-1 TEL073-492-4490
7月13日 (金) 14:00~16:30	日高地方	日高町中央公民館 大会議室 日高郡日高町大字高家629 TEL0738-63-3811
7月19日 (木) 14:00~16:30	東牟婁地方	東牟婁振興局 3F 大会議室 新宮市緑ヶ丘2-4-8 TEL0735-22-8551

#### 対象所属所

管内公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、県教育庁各課・教育機関、県立医科大学、特別加入所属所

(※特別加入所属所：市立高等学校、和歌山市立幼稚園、美浜町立ひまわりこども園、共済組合宿泊施設)

- ◆ 当日、一般社団法人和歌山県教育互助会からも所管事務について説明します。
- ◆ 開催会場によっては駐車場に限りがありますので、公共交通等御利用くださいますよう、御協力をお願いします。

